

第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年2月15日(水)

場 所 市民会館 展示室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 3件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 10件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のために出席した者(事務局)

事務局 長	中村 顕治
事務局 次長	本木 豊
事務局 書記	川島 一利

午後4時00分開会

議 長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、2番森谷常夫委員と8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年4月20日に相続し、前回調査は、令和2年1月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年4月23日に相続し、前回調査は、令和2年2月17日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年6月16日に相続し、前回調査は、令和2年2月17日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

なお、本件につきましては、峰岸委員に係る案件を含んでおりますので、峰岸委員におかれましては、議案の審議につきまして、峰岸委員本人に関する事項につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

本日、午後2時30分から土地利用部会を開催いたしました。現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、タマネギ、ネギ、ハクサイ、梅が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ハクサイが、③の農地は梅が、⑦の農地は、コマツナが栽培されており、その他の②、④、⑤、⑥、⑧の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、コマツナが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

9 番
(内野 一彦君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

1 2 番
(加園 好久君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、2 件申請がございました。

本件は農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号 1 番が一般住宅・道路、申請番号 2 番が共同住宅・道路でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

2番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、10件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、10件ございます。本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番と2番が資材置場、申請番号3番、5番、8番、9番、10番が一般住宅、申請番号4番が工場・駐車場、申請番号6番が分譲住宅、申請番号7番が駐車場でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

1番と2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、奥住委員。

6 番
(奥住 雄一君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

5番、7番、8番、9番、10番の届出地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひします。

他にございませぬか。

はい、宮崎委員。

10 番
(宮崎 義憲君)

6番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませぬか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時11分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年2月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩